

大阪市在住の高等学校・中等教育学校(後期課程)・高等専門学校の生徒向け

# 令和7年度 大阪市奨学費 奨学生募集要項

## 申請期限

令和7年7月1日(火曜・**厳守**)

## 提出・お問合せ先

※オンライン申請ができます。オンライン申請以外での申請は「大阪市教育委員会」まで直接提出願います。

〒557-0014

大阪市西成区天下茶屋 1-16-5

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当 (就学支援グループ)

電話:06-6115-7641

## 概要

大阪市では、能力があるにもかかわらず経済的理由のために、高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校(専攻科及び別科を除く。以降「高等学校等」という。)での修学が困難な生徒へ、奨学費を支給します。

令和7年度「大阪市奨学費奨学生(以降、「奨学生」という。)」の募集(選定)を次のとおり行います。

## 資格

令和7年7月1日現在、次の全ての要件を満たす生徒が対象です。

- 高等学校等に在学中
- 大阪市住民基本台帳に登録されている
- 学業が優良で、生活の全般を通じて行いが善良
- 市民税非課税世帯に属する(P.13 参照) または、児童養護施設へ入所・里親に養育されている

※児童福祉法第27条第1項第3号の措置による児童養護施設への入所・里親の委託が対象です。

※生活保護(高等学校等就学費)を受給している場合は対象外です。(大阪市教育委員会が関係機関に確認します。)

## 大阪市奨学費は毎年度申請が必要です

奨学生は単年度ごとの申請が必要で、以下例のように学校の定める正規の修業年数を限度としています。

- 全日制高等学校: 3年
- 定時制高等学校: 4年
- 通信制高等学校: 3~4年
- 高等専門学校: 5年

技能連携制度により、高等学校と専修学校の両方に在籍している場合、専修学校は対象外です。申請書は高等学校名を記入してください。

## 支給額

- 第1学年(入学年度のみ): 107,000円まで/年
- それ以外の学年: 72,000円まで/年

### 保護者等が大阪府「奨学のための給付金」の支給要件を満たす場合 (P.3 参照)

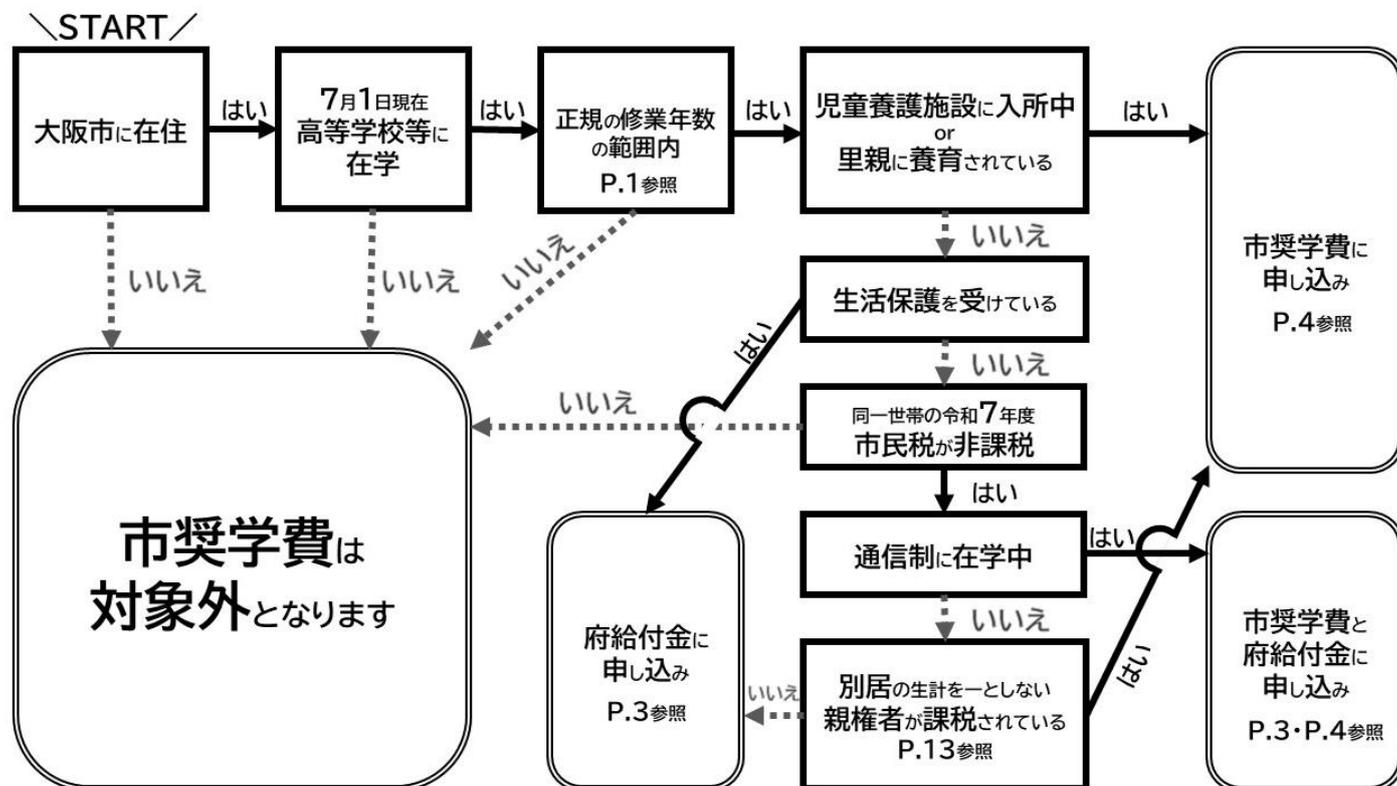
- 大阪府への申請の有無にかかわらず、大阪府「奨学のための給付金(以降、「府給付金」)」額を控除した金額が「大阪市奨学費(以降、「市奨学費」)」の支給上限額です。府給付金対象の方は、必ず大阪府へ申請してください。
- 府給付金額が市奨学費を上回る場合、市奨学費は支給されません。
- 府給付金以外の「給付型奨学金」を受給する方は、支給停止・減額します。

## あなたは市奨学費の対象？

市奨学費は、他の給付型奨学金を受けている場合、支給上限額から控除されます。

特に府給付金の支給要件を満たしている方は、市奨学費の支給上限額から控除されます。府給付金の支給要件を満たしている方は、申請を忘れないようご注意ください。

申請の前に以下のフローで、ご自身が対象となるか、ご確認ください。



## 参考 大阪府「奨学のための給付金」について

### 府給付金の概要

大阪府では、全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、要件を満たす保護者等に対し、授業料以外の教育費の経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金を支給しています。

### 申請手続き

国公立の高等学校及び大阪府が認可する私立の高等学校等に在籍している場合は、6月下旬以降に学校から案内がありますので、学校を通じて申請してください。

大阪府認可校以外の私立の高等学校等に在学している場合は、大阪府私学課のホームページ(私立高等学校等奨学のための給付金について)から「受給申請書」及び「封筒用あて先」をダウンロードし、「封筒用あて先」を貼った封筒に申請書と必要書類を入れて、大阪府教育庁私学課へ、7月1日から9月2日(予定)までの申請期間中に郵送する必要があります。

### 要件

申請年度の7月1日時点において、次の①～⑤を、全て満たしていること

- ① 保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護(生業扶助)受給世帯
- ② 保護者等全員が、大阪府内に在住していること ※
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、または高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)の補助対象となる者であること
- ④ 生徒が、高等学校等就学支援金の支給対象校に在学し、休学していないこと  
大阪府外の高等学校等に在学している場合も対象です。  
なお、休学者が当該年度の3月1日までに復学した場合は、給付対象となりますので、復学日までに学校事務室にお問合せください。
- ⑤ 生徒が、平成26年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学していること(平成27年4月1日以降に第2学年に、平成28年4月1日以降に第2・3学年に編転入学している生徒を含みます。)

※保護者等(親権者)のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が大阪府内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し奨学のための給付金を申請しない場合に限り、申請できます。

### 対象外

生徒が、児童福祉施設入所者、里親委託者等であって、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合

### 府給付金控除後の市奨学費支給上限額

| 府給付金(年額)<br>道府県民税・市町村民税 所得割額 非課税世帯の場合<br>令和7年度予定額 |         |          | 府給付金控除後の市奨学費の支給上限額 |         |
|---|---------|----------|--------------------|---------|
|   |         |          | 第1学年<br>(入学年度のみ)   | それ以外の学年 |
| 国公立   | 全日制・定時制 | 143,700円 | 0円                 | 0円      |
|   | 通信制     | 50,500円  | 56,500円            | 21,500円 |
| 私立  | 全日制・定時制 | 152,000円 | 0円                 | 0円      |
|   | 通信制     | 52,100円  | 54,900円            | 19,900円 |

府給付金の生活保護(生業扶助)受給世帯への支給額は、国公立 32,300円、私立 52,600円です。

大阪府からの募集案内の前に、ご質問がある場合は、大阪市教育委員会へご連絡ください。(お問合せ先はP.1参照)

# 申請方法

申請には「オンライン」・「送付」・「持参」の3つの方法があります。

## 1 オンライン申請 **オススメ!**

※生徒本人の「マイナンバーカード」と「NFCリーダーが搭載されたスマートフォン」が必要です。

### オンライン申請の手順と申請フォーム

右の二次元コードから、オンライン申請手順を確認し、申請してください。

- 1 (初めての方のみ) ・ 行政オンラインシステムへの登録  
・ アプリ「スマート OSAKA」のダウンロード

- 2 行政オンラインシステムで申請内容入力

添付書類も画像添付で OK!  
証明書原本などが必要な場合、別途送付が必要です。(P.5 参照)

- 3 マイナンバーカードを使用した電子署名 (P.13 参照)

- 4 7月1日(火曜)までに申請完了



オンライン申請手順  
・申請フォーム

## 2 送付

P.5 の提出書類を、巻末の提出先へ送付してください。

※ 郵送の場合、切手の料金不足にご注意ください。

※ 「オンライン」と重複して申請しないようご注意ください。

## 3 持参

P.5 の提出書類を、巻末の提出先に持参してください。

※ 受付は平日の 9:00~17:30 まで

※ 「オンライン」と重複して申請しないようご注意ください。

## 申請期限

**令和 7 年 7 月 1 日(火曜) 厳守**

※郵送の場合、7月1日(火曜)まで (当日消印有効)

## 提出書類

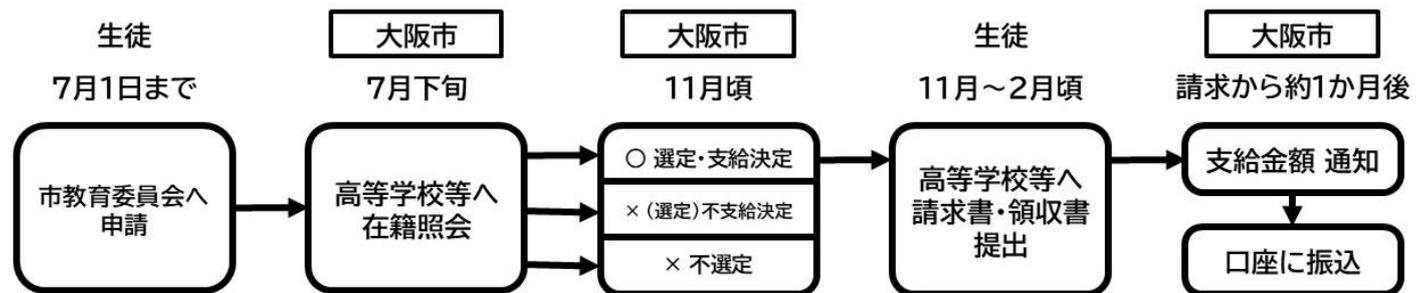
※審査において、大阪市教育委員会が必要と判断した場合、別途必要書類を求められることがあります。  
その際は、指定された書類を速やかに提出してください。

| 対象者   | 提出書類  | 備考   | オンライン申請の場合       | チェック                     |
|---|---|--|------------------|--------------------------|
| 全員（必須）  | 大阪市奨学費受給申請書   |  | 申請フォームから入力してください | <input type="checkbox"/> |
|   | 以下のいずれかのコピー<br>・奨学費振込口座の通帳<br>・キャッシュカード<br>・インターネットバンキングの口座情報 | <u>生徒本人名義のみ</u>  | 申請フォームで画像添付      | <input type="checkbox"/> |
| ①大阪市教育委員会が住民基本台帳・個人市民税課税台帳の提供を受けることを同意される方（P.10 参照）<br>（令和 7 年 1 月 2 日以降に転入された方は利用できません）      | 不要  |  | 不要               |                          |
| ②大阪市教育委員会が住民基本台帳・個人市民税課税台帳の提供を受けることを同意されない方（P.10 参照）<br>③令和 7 年 1 月 2 日以降に大阪市へ転入された方（P.10 参照） | 令和 7 年度市民税・府民税・森林環境税証明書（原本）                                   | 同一世帯内全員の所得額を確認できる書類  | 別途送付または持参        | <input type="checkbox"/> |
|   | 世帯全員が記載されている住民票の写し（原本）  | ・令和 7 年 6 月 1 日以降発行<br>・「世帯主との続柄」記載あり<br>・「マイナンバー」記載なし<br>※「児童養護施設に入所中」または「里親に養育されている」方は不要 |                  | <input type="checkbox"/> |
| ひとり親家庭の方  | ひとり親家庭医療証のコピー   | ・生徒本人分<br>・父・母または養育者の居住地・氏名・有効期間・生徒の名前、生年月日が確認できるもの<br>※ない場合、P.13 参照                       | 申請フォームで画像添付      | <input type="checkbox"/> |
| 児童養護施設に入所中の方  | 施設在籍証明書   | 施設長発行  | 別途送付または持参        | <input type="checkbox"/> |
| 里親に養育されている方   | 児童（里親）委託証明書   | こども相談センター所長発行  |                  | <input type="checkbox"/> |

## 個人情報取扱

大阪市教育委員会は、申請生徒・保護者などから提出された書類及び同意により提供を受けた情報について、「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適切に取扱うとともに、「市奨学費」審査事務以外の目的には使用することはありません。

## 申請から支給までの流れ



## 変更の届出

大阪市奨学費受給申請書(以降、「申請書」という。)の提出後または奨学生に選定後、次の変更があった場合は、届出が必要です。

右の二次元コードから「オンライン申請」いただくか、「送付」または「持参」でP.14にある「奨学生等変更届」を以下の添付書類とともに速やかに届出してください。



変更届

※別途、証明書原本が必要な場合、送付または持参が必要です。

| 変更事由  | 提出書類   | オンライン申請の場合       | チェック                     |
|---|--|------------------|--------------------------|
| 全ての事由(必須)   | 奨学生等変更届  | 申請フォームから入力してください | <input type="checkbox"/> |
| ・住所<br>・氏名<br>・その他世帯の状況                           | 世帯全員の住民票の写し(原本)<br>・「世帯主との続柄」記載あり<br>・「マイナンバー」記載なし | 別途送付または持参        | <input type="checkbox"/> |
| 預金口座などの支給の方法に関する事                                 | 変更したい奨学生本人名義の通帳のコピー                                | 申請フォームで画像添付      | <input type="checkbox"/> |
| 生活保護(高等学校等就学費)の受給開始                               | 以下のいずれかのコピー<br>・生活保護決定通知書<br>・生活保護適用証明書            |                  | <input type="checkbox"/> |
| 他の給付型奨学金の受給                                       | 以下のいずれかのコピー<br>・決定通知書<br>・受給金額・期間のわかるもの など         |                  | <input type="checkbox"/> |
| ・市奨学費の支給が不要となったとき<br>・その他大阪市教育委員会が照会した事項に変更があったとき | 不要となる理由がわかる書類                                      |                  | <input type="checkbox"/> |

# 市奨学費支給対象品目

「入学」または「授業料を除く学校教育に要した費用」を支給します。

技能連携制度により、高等学校と専修学校の両方に在籍している場合、専修学校にかかる費用は対象外です。

## 1 第1学年(令和7年度中に入学した方)

領収書などは申請年度の入学に要したものに限りです。

| 項目    | 具体的品目  |
|-------|--|
| 入学検定料 | 高等学校または高等専門学校への入学検定料<br>※複数校の検定料も可（公立・私立の併願、前期・後期の受験の場合など） |
| 入学料   | 入学した高等学校または高等専門学校の入学金 ※入学した学校のみ                            |

## 2 全奨学生

領収書などの購入(支払)日は、令和7年2月1日から令和8年1月31日まで

| 項目               | 具体的品目  |
|------------------|--|
| 教科書費             | 授業で使う教科書、副読本、ワークブック、辞典(電子辞書) など  |
| 学用品費             | 授業で使う文房具類、上履きなど（めがね、コンタクトレンズは除く）   |
| 実習材料費            | 授業で使う体育用品（体操服、運動靴など）、楽器、製図・技術用具、裁縫用具、調理用の材料などの実習費等 ※部活動にかかる費用は除く                             |
| 教科外活動費           | 遠足・社会見学などの行事費、宿泊を伴う行事費(修学旅行は除く)など<br>※必修以外のクラブ活動にかかる費用は除く                                    |
| 通学費              | 通学のための交通費(令和7年4月1日から令和8年3月31日の分)<br>通学用自転車購入費・駐輪場代など(学校から許可を受けている場合のみ)                       |
| 通学用品費            | 学生服、ブレザー、ネクタイ、シャツ、ブラウス、通学用かばん、通学用靴（学校指定または学校が認めている物のみ）、水筒(弁当箱は対象外)、傘、レインコート など ※私服、靴下、肌着は対象外 |
| 学校納付金<br>(学校徴収金) | 学年費、学級費、生徒会費、PTA会費、同窓会費、日本スポーツ振興センター共済掛金等、空調使用料、学校で使用するロッカー代、施設整備費（授業料相当でないもの）               |

## 留意事項

- 請求には購入内容を証明するレシート・領収書などの原本が必要です。
- 授業で使用する場合でも、パソコン・タブレットのように汎用性が高い物品は対象外です。
- 学校納付金が口座引落しで、学校から領収書が発行されない場合、「引落とし金額がわかる部分の通帳のコピー」と「金額の内訳がわかる学校からのお知らせ」などが必要です。
- 通学費は定期券の写し・交通機関を利用した日付や区間がわかる PiTaPa などの利用明細が必要です。
- レシート・領収書などは、品名・購入年月日・金額・購入先・宛名の記載の漏れが無いかを必ず確認してください。
- レシート・領収書などの内容が不明な場合、大阪市教育委員会が購入店に問い合わせることがあります。
- 虚偽の申請が判明した場合、支給の決定の全部または一部を取り消すことがあります。

**選定・支給決定後に行う請求には領収書など、費用を証明する書類が必要です。  
請求書を提出するまで大切に保管してください。**

# 記入例

第1号様式 令和7年度 大阪市奨学費受給申請書

私（申請者）は、大阪市奨学条例施行規則第4条第2項の規定のとおり、申請者の学校への在籍状況や生活保護適用の有無等、教育委員会が審査に必要と判断した情報について、申請者の在籍校及び関係行政機関へ照会し、取得することにご同意し、申請します。

|          |               |        |               |                         |
|----------|---------------|--------|---------------|-------------------------|
| フリガナ     | ヨドヤシ          | シロウ    | 年齢            | 申請日                     |
| 氏名       | 淀屋橋 二郎        | 性別     | 男             | 令和7年〇月〇日                |
| 申請者本人    | 〇〇〇           | 科      | △△△           | 〇 全日制<br>□ 定時制<br>□ 通信制 |
| 連絡先(保護者) | 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 | 携帯電話番号 | 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 |                         |

この申請書の記載内容に誤りがあった場合や、奨学費の支給の決定返還を申請者本人または保護者に求めることがあります。

生計を一にする者 ※生計を一にする者とは、同居する者全員と別居であっても扶養関係がある者などを含みます。

| 続柄 | 氏名     | 住所                        | 生年月日        | 収入の有無 | 在籍学校名 | 収入の<br>有無<br>(いずれか□にチェック)<br>※裏面の注意事項を必ずご確認ください   |
|----|--------|---------------------------|-------------|-------|-------|---|
| 本人 | 淀屋橋 二郎 | 大・昭・平・令<br>西暦 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | 有     | 無     | <input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ |
| 父  | 淀屋橋 太郎 | 大・昭・平・令<br>西暦 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | 有     | 無     | <input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ |
| 母  | 淀屋橋 花子 | 大・昭・平・令<br>西暦 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | 有     | 無     | <input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ |
| 妹  | 淀屋橋 一花 | 大・昭・平・令<br>西暦 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | 有     | 無     | <input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ |
| 祖母 | 淀屋橋 梅子 | 大・昭・平・令<br>西暦 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | 有     | 無     | <input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ |
| 兄  | 淀屋橋 一郎 | 大・昭・平・令<br>西暦 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | 〇〇年 〇〇月 〇〇日 | 有     | 無     | <input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ |

上記以外に親権を行う者がいる場合は以下を記入してください。

1 親権者氏名 ( ) 2 住所 ( )  
 3 生年月日 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日 ( ) 4 当該親権者について、該当する次の□にチェックしてください。  
 令和7年度市(町村)民税所得割が非課税である。  
 令和7年度市(町村)民税所得割が課税である。(当該親権者の課税証明書の提出の必要があります。)

家庭状況等について (1、2の該当する数字を○で囲み、3、4は人数を記入してください。)

1 父母について ① 阿親あり ② ひひとり親世帯 ③ その他 ( )  
 2 同居の祖父母の有無 ① 有り ② 無し  
 3 同居している家族(申請者を含む)の総人数 ( 5 ) 名  
 4 扶養関係のある別居している家族の人数 ( 1 ) 名

裏面にも記入箇所があります。

# 受給申請書の記入方法

- ・記入例を参考にし、消えないボールペンで記入してください。(鉛筆は不可)
- ・記入後は、必要書類を添付のうえ、大阪市教育委員会へ提出してください。
- ・記入もれがないよう、提出前に再確認してください。
- ・未記入がある場合、再提出が必要になります。

| 該当項目                                     | 注意点   |
|--|---|
| <b>A</b><br>申請者本人<br>(生徒)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「年齢」: 7月1日時点の満年齢</li> <li>・「申請日」: 申請書をポストに投函する日</li> <li>・「学校名」: 学校に在籍確認するため、学生証等を確認の上、正式名称をご記入ください。</li> <li>・「学科」の例: 普通科・商業科・総合学科 など</li> </ul>   |
| <b>B</b><br>連絡先<br>(保護者)                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中に連絡がつく電話番号</li> </ul>   |
| <b>C</b><br>生計を一にする者<br>(収入・所得<br>の確認方法) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者と同居する方全員を記入してください。</li> <li>・申請者から見た続柄(父母兄弟姉妹等)も必ず記入してください。</li> <li>・申請者と別居であっても、扶養関係にある方は記入してください。</li> <li>・実際の住まいが申請者と別であっても、住民票を異動していない場合は、住所欄は「本人と同じ」にチェックしてください。</li> </ul> <p>【P10「収入・所得の確認方法」についてを参照してください】</p> <p>左記①～③は必ず家族それぞれの同意を得てください。</p> <p>▼①を選択された方<br/>書類の提出が省略できます。<br/>令和7年1月1日現在、大阪市住民基本台帳に登録され、税申告をされている方は、大阪市教育委員会が税情報の内容を確認します。</p> <p>▼②または③を選択された方<br/>「送付」または「持参」で書類の提出が必要です。<br/>「令和7年度市民税・府民税・森林環境税証明書」及び「世帯全員が記載されている住民票の写し」が必要です。</p> |
| <b>D</b><br>上記以外に<br>親権を行う者<br>がいる場合     | <p>他に親権者(同居していない親権者、未成年後見人の選任を受けている方)がいる場合、記入してください。</p> <p>▼記入例<br/>「1 親権者氏名」: 未成年者後見人: 〇〇 〇〇</p> <p>児童養護施設入所者、里親に養育されている生徒は、記入不要です。</p>   |
| <b>E</b><br>家庭状況等<br>について                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・「4」: 扶養関係のある別居している家族がない場合は、「0」(ゼロ)と記入してください。</li> </ul>   |



# 申請書「収入・所得の確認方法」について

## ①を選択した方

同意により、大阪市教育委員会が申請者に代わって、住民基本台帳を活用して、審査に必要な個人市民税の情報提供を受けることで、申請者は証明書の提出を省略できます。

次の要件を満たしていることが必須です

- 令和7年1月1日現在、大阪市住民基本台帳に登録されている
- 市税事務所などで税申告を済ませている

※未申告の方は令和7年7月18日(金曜)までに、税申告してください。

## ②・③を選択した方

以下の提出が必要です。

- 「令和7年度市民税・府民税・森林環境税証明書」など  
※同一世帯内(平成19年4月1日以前生まれの方)全員の所得額を確認できる書類
- 令和7年6月1日以降発行の「世帯全員が記載されている住民票の写し」  
※世帯主との続柄があり、マイナンバーの記載がないもの

※令和7年1月2日以降に大阪市に転入した場合、「令和7年度市民税・府民税・森林環境税証明書」は、令和7年1月1日時点で住所を登録していた市町村にお問い合わせのうえ、課税証明書を取得してください。

## 大阪市内各市税事務所の連絡先

市税の申告や税証明などのご質問は次の市税事務所にお問い合わせください。

| 市税事務所    | 住所   | 電話           | 担当区                              |
|----------|--|--------------|----------------------------------|
| 梅田市税事務所  | 〒530-8216<br>北区梅田1-2-2-700<br>大阪駅前第2ビル7階           | 06-4797-2953 | 北区・西淀川区<br>淀川区・東淀川区              |
| 京橋市税事務所  | 〒534-8502<br>都島区片町2-2-48 JEI京橋ビル4階                 | 06-4801-2953 | 都島区・旭区<br>城東区・鶴見区                |
| 弁天町市税事務所 | 〒552-8505<br>港区弁天1-2-2-100<br>大阪ベイツタワーイースト1階       | 06-4395-2953 | 福島区・此花区<br>西区・港区・大正区             |
| なんば市税事務所 | 〒556-8670<br>浪速区湊町1-4-1<br>大阪シティエアターミナルビル (OCAT)5階 | 06-4397-2953 | 中央区・天王寺区<br>浪速区・東成区・生野区          |
| あべの市税事務所 | 〒545-8533<br>阿倍野区旭町1-2-7-702<br>あべのメディックス7階        | 06-4396-2953 | 阿倍野区・住之江区<br>住吉区・東住吉区<br>平野区・西成区 |

※証明書の発行は、市税事務所・区役所・コンビニ(マイナンバーカードが必要)で取り扱っています。

令和 7 年度市民税・府民税・森林環境税証明書  
(令和6年中の所得証明書)

見本

|       |                   |                  |  |
|-------|-------------------|------------------|--|
| 納税義務者 | 住所                | 大阪市〇〇区〇〇1丁目2番34号 |  |
|       | 令和7年1月1日現在住所(所在地) | 同上               |  |
|       | 氏名                | 北浜 天満            |  |

市奨学費は、市民税非課税世帯が対象となります。  
市民税額の「所得割額」・「均等割額」が「0円」であるか確認してください。

|                   |      |      |          |     |
|-------------------|------|------|----------|-----|
| 市民税・府民税・森林環境税額(円) |      |      | 課税標準額(計) | ¥0  |
| 区分                | 所得割額 | 均等割額 | 税額       | 年税額 |
| 市民税               | ¥0   | ¥0   | ¥0       | ¥0  |
| 府民税               | ¥0   | ¥0   | ¥0       |     |
| 森林環境税             | —    | —    | ¥0       |     |

|         |    |    |    |
|---------|----|----|----|
| 所得金額(円) |    |    |    |
| 合計      | ¥0 | 以下 | 余白 |
| 以下      | 余白 |    |    |

|          |    |            |          |       |          |
|----------|----|------------|----------|-------|----------|
| 所得控除額(円) |    |            |          |       |          |
| 社会保険料    | ¥0 | 寡婦・寡夫・ひとり親 | ¥300,000 | 配偶者特別 | ¥0       |
| 小規模共済等掛金 | ¥0 | 勤労学生       | ¥0       | 基礎    | ¥430,000 |
| 生命保険料    | ¥0 | 障がい者       | ¥0       | 雑損    | ¥0       |
| 地震保険料    | ¥0 | 配偶者・扶養     | ¥330,000 | 医療費   | ¥0       |

|            |     |     |                  |     |
|------------|-----|-----|------------------|-----|
| 税額控除額(円)   |     |     |                  | 000 |
| 区分         | 市民税 | 府民税 | 区分               | 税   |
| 調整控除       | ¥0  | ¥0  | 寄附               | ¥0  |
| 配当控除       | ¥0  | ¥0  | 所得割調整額・外国税額控除    | ¥0  |
| 住宅借入金等特別控除 | ¥0  | ¥0  | 配当割額・株式等譲渡所得割額控除 | ¥0  |

扶養親族欄に数字が印字されているか確認してください。  
(\*\*\*は不可)

|              |      |         |         |          |     |           |      |       |        |    |      |    |      |      |       |    |
|--------------|------|---------|---------|----------|-----|-----------|------|-------|--------|----|------|----|------|------|-------|----|
| 同一生計配偶者<br>無 | 扶養親族 | 特定      | 老人(内同居) | 16歳未満    | その他 | 合計(配偶者除く) | 本人該当 | 特別障がい | その他障がい | 寡婦 | 特別寡婦 | 寡夫 | ひとり親 | 勤労学生 | 事業専従者 |    |
|              |      | 0人      | 0人(0人)  | 1人       | 1人  | 2人        |      |       |        |    |      |    |      |      | 区分    | ** |
| 特別障がい者(内同居)  |      | その他障がい者 |         | 合計(本人除く) |     |           |      |       |        |    |      |    |      | 専従者数 | 0人    |    |
| 0人(0人)       |      | 0人      |         | 0人       |     |           |      |       |        |    |      |    |      | 給与額等 | ¥0    |    |

(備考) 空白 「非課税」と記載があれば所得が未申告です。  
市税事務所で所得の申告を行い、証明書を発行してもらってください。

(参考) 指定都市以外の所得割の標準税率に基づいた税額及び税額控除額(※この項目は証明書の提出先において使用する場合があります。)

|       |      |      |    |     |
|-------|------|------|----|-----|
| 区分    | 所得割額 | 均等割額 | 税額 | 年税額 |
| 市民税   | ¥0   | ¥0   | ¥0 | ¥0  |
| 府民税   | ¥0   | ¥0   | ¥0 |     |
| 森林環境税 | —    | —    | ¥0 |     |

|            |     |     |                  |     |     |
|------------|-----|-----|------------------|-----|-----|
| 区分         | 市民税 | 府民税 | 区分               | 市民税 | 府民税 |
| 調整控除       | ¥0  | ¥0  | 寄附金税額控除          | ¥0  | ¥0  |
| 配当控除       | ¥0  | ¥0  | 所得割調整額・外国税額控除    | ¥0  | ¥0  |
| 住宅借入金等特別控除 | ¥0  | ¥0  | 配当割額・株式等譲渡所得割額控除 | ¥0  | ¥0  |

上記のとおり相違ないことを証明します。  
税証第〇〇〇-〇〇〇〇号  
令和7年6月2日

大阪市長



# 支給決定の取消・停止・減額、返還について

## 取り消し・停止・減額の事由

7月1日以降に以下の場合、該当期間は支給対象になりません。

また、以下の「6」の場合、市奨学費の支給上限額を調整します。

- 1 退学
- 2 停学、休学
- 3 市外への転居
- 4 生活保護(高等学校等就学費)を受給
- 5 その他、支給要件に該当しない事由が生じたとき
- 6 他の給付型奨学金を受給するとき

※4月から6月の間で、上の「1～5」に該当する期間がある場合も、該当期間は支給対象外です。  
虚偽の申請が判明した場合、支給の決定の全部または一部を取り消すことがあります。

## 返還が必要な場合

市奨学費の支給の決定の全部または一部を取り消されたとき、既に市奨学費が支給されている場合、取消し額の返還が必要です。

## 不服の申し立て(審査請求)

市奨学費の選定(不選定)、支給決定(不支給決定)、全部取消・一部取消、停止・減額の各決定に不服がある場合、決定を知った日の翌日から3か月以内に大阪市教育委員会に審査請求をすることができます。

## よくある質問

### 申請期限までに必要書類がそろわない

申請書類がそろわない場合でも、必ず7月1日までに申請を済ませてください。

※オンライン申請は7月2日(水曜)午前0時に入力・訂正ができなくなります。

そろっていない書類については、7月31日(木曜・郵送の場合、当日消印有効)までにご提出ください。

- オンラインで申請した場合: オンライン申請後に発行される送付状(PDF)を印刷し、追加書類と送付してください。
- 送付・持参で申請した場合: 追加書類にメモ「不足する書類、学校名、生徒名」を付けて、提出してください。

### 市民税非課税世帯とは?

同じ住所に住んでいて、同一の生計を営んでいる家族全員が、市民税非課税の条件に当てはまることです。また、別居でも、同一の生計(扶養関係があるなど)の家族も審査に含めます。

なお、海外で勤務しているなど、市民税非課税であることを確認できない場合などは、市奨学生に選定できません。

### 18歳以上になったため、「ひとり親家庭医療証」がない

#### ● 保護者が「ひとり親」として税申告している場合

申請書の「収入・所得の確認方法」で「大阪市教育委員会が住民基本台帳・個人市民税課税台帳の提供を受けることに同意」した場合、証明書の添付は不要です。

#### ● 保護者が「ひとり親」として税申告していない場合

保護者の戸籍抄本(個人事項証明書)を提出してください。

### 別居の生計を一としない親権者がおり、その親権者は課税されているとは?

父母が離婚し、生徒は、「非課税であり親権を持たない同居の保護者」に扶養されており、「別居し生計を一としない親権をもつ保護者」は課税されている場合があります。

以下書類の提出(送付または持参)が必要です。

- 「別居し生計を一としない親権をもつ保護者」の課税証明書(原本)
- 親権を確認できる書類(生徒本人の戸籍抄本)(原本)

その他状況を確認できる書類の提出を求める場合があります。

### オンライン申請の電子署名とは?

行政オンラインシステムを使用したオンライン申請には、本人確認のため生徒本人※の「マイナンバーカード」を「NFCリーダーが搭載されたスマートフォン等」での読み取りが必要です。

※生徒の申請日時時点の年齢が18歳未満であれば、同居の父母のマイナンバーカードによる電子署名であっても有効とします。

令和7年度 奨学生等変更届

令和 年 月 日

大阪市教育委員会 様

学校名

学年 第 学年

生徒名

(選定番号 )

保護者名

次のとおり変更があった為、届け出ます。

記

変更内容

受領日 令和 年 月 日

学校名

〈大阪市奨学条例施行規則抜粋〉 【】は必要な添付書類

(異動の届出)

第11条 奨学生又は奨学費の申請を行っている者は、次に掲げる場合には、奨学生等変更届(第9号様式)に委員会が定める書類を添えて、委員会に届け出なければならない。

- (1) 住所及び氏名その他世帯の状況に変更があった場合  
【世帯全員の住民票を添付してください。】
- (2) 預金口座等の支給の方法に関する事項に変更があった場合  
【奨学生本人の名義の通帳写しを添付してください。】
- (3) 高等学校等就学費(「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)別表第7に定めるもの)の給付に関する事項に変更があった場合  
【生活保護決定通知書の写しもしくは生活保護適用証明書を添付してください。】
- (4) 条例第8条第5号の金銭の給付に関する事項に変更があった場合  
【決定通知書の写しもしくは、受給金額のわかる書類等を添付してください。】
- (5) 奨学費の支給が不必要となった場合
- (6) その他委員会が照会した事項に変更があった場合

(注釈)

大阪市奨学条例第8条第5号

「本市及び大阪府以外の者から第6条第1項に規定する費用の負担を軽減することを目的とする金銭の給付を受けることとなったとき」

## 大阪市奨学条例

(目的)

第1条 この条例は、教育の機会均等を得させるため、能力があるにもかかわらず経済的理由のために高等学校、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校（専攻科及び別科を除く。以下「高等学校等」という。）の修学に困難な者に対し奨学費を支給することを目的とする。

(奨学費)

第2条 奨学費は、大阪市教育振興基金から生ずる利子及びその他の収入をもつてこれに充て、毎年予算の範囲内でその額を定める。

(奨学生の資格)

第3条 奨学費の支給を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 本市の区域内に住所を有する者
- (2) 市民税非課税世帯に属する者(「生活保護法による保護の基準」(昭和38年厚生省告示第158号)別表第7に定める高等学校等就学費の給付を受けている者を除く。)又はこれに準ずると教育委員会(以下「委員会」という。)が認める者
- (3) 学業が優良で性行の善良な者

(手続)

第4条 奨学費の支給を受けようとする者は、委員会に申請しなければならない。

(奨学生の選定)

第5条 奨学生は、委員会が毎年度これを選定する。

(支給額等)

第6条 奨学費は、入学又は学校教育に要した費用(授業料を除く。)に充てるため、次の各号に掲げる生徒の区分に応じ、当該各号に定める金額(大阪府から当該費用の負担を軽減することを目的とする金銭の給付を受けることができる場合にあっては、当該各号に定める金額から当該給付の額を控除した額)の範囲内において委員会が支給の決定をするものとする。ただし、当該給付の額が、当該各号に定める金額以上である場合は、支給の決定を行わない。

- (1) 第1学年に属する生徒(当該年度中に入学した者に限る。) 年額 107,000 円
- (2) 前号に掲げる生徒以外の生徒 年額 72,000 円

2 奨学費を支給する期間は、当該奨学費の支給に係る高等学校等における正規の修業年限を限度とする。

(奨学費の支給の決定の取消し)

第7条 奨学生が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定による奨学費の支給の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により奨学費の支給の決定を受けたとき
- (2) 退学したとき
- (3) 第3条各号のいずれかに該当しない者となつたとき
- (4) その他委員会が必要と認めたとき

(奨学費の支給の停止又は減額)

第8条 奨学生が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、奨学費の支給を停止し、又は奨学費を減額することがある。

- (1) 正当の事由がなく履修学科を変更し、又は転学し、若しくは退学したとき
- (2) 学業成績が著しく不良と認められるとき
- (3) 性行が不良と認められるとき
- (4) 傷病その他の事由により成業の見込がないと認められるとき
- (5) 本市及び大阪府以外の者から第6条第1項に規定する費用の負担を軽減することを目的とする金銭の給付を受けることとなつたとき
- (6) 前号に掲げる場合のほか、奨学費の支給が不必要となつたとき
- (7) 休学その他の事由により、所定の支給額が不必要となつたとき
- (8) その他委員会が必要と認めたとき

(奨学費の返還)

第9条 委員会は、第7条の規定により奨学費の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に奨学費が支給されているときは、期限を定めて、当該取消しに係る額の奨学費の返還を求めることができる。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

中略

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## ／ 最後に ／

### 府給付金への申請を忘れずに！

市奨学費の支給上限額は、保護者が府給付金の支給要件を満たす場合、大阪府への申請の有無にかかわらず、府給付金を控除した後の金額となります。(P.3 参照)

そのため、全日制・定時制の高等学校等の場合、以下の方を除き市奨学費は支給されません。

- 児童養護施設入所者
- 里親に養育されている方
- 別居の生計を一としない親権者があり、その親権者は課税されている

府給付金に該当される場合、全日制・通信制等を問わず、必ず大阪府へ申請してください。

府給付金と市奨学費は申請期間が異なります。

参考 大阪府「奨学のための給付金」(P.3 参照)

令和 7 年 6 月下旬以降に募集案内、令和 7 年 7 月募集予定

### 府給付金のよくある質問

**Q:市奨学費を申請すれば、府給付金も申請したことになりますか？**

A: 府給付金も申請したことにはなりません。

大阪市と大阪府、それぞれに申請が必要です。

**Q:市奨学費を申請しなくても、府給付金の申請はできますか？**

A: 府給付金の支給要件を満たす場合、大阪府の募集時期に申請できます。

なお、府給付金は在学する高等学校等によって提出先が異なります。

- 国公立と大阪府が認可する私立高校：学校を通じて提出
- 大阪府認可校以外の私立高校：大阪府へ直接提出

### 送付時の宛名及び持参の場合の提出先

〒557-0014  
大阪市西成区天下茶屋 1-16-5  
大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター  
事務管理担当（就学支援グループ）市奨学費担当

送付時の宛名として切り取ってご利用ください

#### 最寄り駅

- OsakaMetro 四つ橋線「花園町」南東へ約 550m
- 堺筋線・南海線「天下茶屋」北東へ約 750m
- 南海高野線「萩ノ茶屋」南東へ約 650m
- 阪堺電軌阪堺線「今船」南西約 250m